

新旧対照表

西海市週休2日工事実施要領の一部改正

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この告示は、若手技術者の離職や入職者の減少など将来の担い手確保が大きな課題となっている建設業の中長期的な担い手確保・育成に向け、働き方改革・労働環境の改善を図ることを目的として、市が発注する建設工事(営繕工事を除く。以下同じ。)における週休2日を推進するために取り組む労務費補正等の実施に必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(対象工事)</p> <p>第3条 週休2日工事の対象となる工事は、当初設計金額4,000万円以上の市が発注する<u>建設工事のうち、次の各号のいずれにも該当しないものとする。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(週休2日工事の発注方法)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 市は、当初設計において、積算に使用する積算基準書等に応じた別</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この告示は、若手技術者の離職や入職者の減少など将来の担い手確保が大きな課題となっている建設業の中長期的な担い手確保・育成に向け、働き方改革・労働環境の改善を図ることを目的として、市が発注する建設工事における週休2日を推進するために取り組む労務費補正等の実施に必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(対象工事)</p> <p>第3条 週休2日工事の対象となる工事は、当初設計金額4,000万円以上の市が発注する工事のうち、<u>市が週休2日工事の対象となることを明示して発注したものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(週休2日工事の発注方法)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 市は、当初設計において、積算に使用する積算基準書等に応じた別</p>

新	旧
<p>表第1から別表第5までに定める補正係数区分が4週8休以上の区分の補正係数を乗じて積算し発注する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(受注者の取組内容と市の確認)</p> <p>第5条 週休2日工事への受注者の取組内容及び市の確認については、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 受注者は、対象期間中、週休2日工事であることを<u>看板等により現場に掲示するものとする。</u></p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(積算による措置と契約変更)</p> <p>第6条 受注者が週休2日工事を選択した場合において、工事完成日までの現場閉所の達成状況が4週8休以上と認められないときは、実施状況に応じて別表第1から別表第5までの各補正係数区分により変更契約を行う。ただし、4週6休以上が未達成の場合又は受注者が週休2日工事を選択しなかった場合は補正を減じて変更契約を行う。</p> <p>2 (略)</p> <p>(工事成績評価における評価)</p>	<p>表第1から別表第6の3までに定める補正係数区分が4週8休以上の区分の補正係数を乗じて積算し発注する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(受注者の取組内容と市の確認)</p> <p>第5条 週休2日工事への受注者の取組内容及び市の確認については、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 受注者は、対象期間中、週休2日工事であることを<u>現場に看板等により掲示するものとする。</u></p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(積算による措置と契約変更)</p> <p>第6条 受注者が週休2日工事を選択した場合において、工事完成日までの現場閉所の達成状況が4週8休以上と認められないときは、実施状況に応じて別表第1から別表第6の3までの各補正係数区分により変更契約を行う。ただし、4週6休以上が未達成の場合又は受注者が週休2日工事を選択しなかった場合は補正を減じて変更契約を行う。</p> <p>2 (略)</p> <p>(工事成績評価における評価)</p>

新	旧
<p>第9条 市は、<u>受注者が週休2日工事を実施し週休2日（4週8休以上）を達成した場合は、西海市建設工事成績評定要領（平成28年西海市告示第12号）に基づき</u> <u>考査項目運用表により評価</u>を行う。</p> <p>2 <u>工事成績評定の評定点合計は100点を超えないものとする。</u></p> <p>3 <u>週休2日に取り組んだ結果、受注者の責において週休2日（4週8休以上）が実施できなかつた場合であっても、減点評価は行わないも</u></p>	<p>第9条 市は、西海市建設工事成績評定要領（平成28年西海市告示第12号）により<u>次の評定</u>を行う。</p> <p>(1) <u>週休2日工事（4週6休以上の場合に限る。）が実施された場合は、工事成績評定の監督員又は主任監督員の考査項目別運用表「施工状況－工程管理」の項目〔「休日の確保」「その他（週休2日を実施）」〕にて評価</u>を行う。</p> <p>(2) <u>現場閉所の達成状況に合わせ、工事成績評定調書の主任監督員の考査項目別運用表「法令遵守等」において、その実施割合に応じ、次に掲げる点数を加点する。</u></p> <p>ア <u>4週8休以上の場合は3点</u></p> <p>イ <u>4週7休以上4週8休未満の場合は2点</u></p> <p>ウ <u>4週6休以上4週7休未満の場合は1点</u></p> <p>エ <u>4週6休未満の場合は0点</u></p> <p>(3) <u>工事成績評価は評定点合計で100点を超えないものとする。</u></p> <p>(4) <u>週休2日に取り組んだ結果、受注者の責において週休2日（4週6休以上）が実施できなかつた場合であっても、減点評価は行わないものとする。</u></p>

新

旧

のとする。

別表第2（第4条、第6条関係）

工種名	区分	4週6休 以上	4週7休 以上	4週8休 以上
		4週7休 未満	4週8休 未満	
(略)				
<u>鉄筋工（ガス圧接）</u>		1.01	1.02	1.04
(略)				

別表第3（第4条、第6条関係）

土木工事積算基準書、土地改良工事積算基準（土木工事）、治山林道必携（設計積算編）を用いて積算した工事の土木工事標準単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

工種名	区分	4週6休 以上	4週7休 以上	4週8休 以上
		4週7休	4週8休	

別表第2（第4条、第6条関係）

工種名	区分	4週6休 以上	4週7休 以上	4週8休 以上
		4週7休 未満	4週8休 未満	
(略)				
<u>ガス圧接工</u>		1.01	1.02	1.04
(略)				

新					旧				
		未満	未満						
区画線工		1.01	1.03	1.05					
高視認性区画線工		1.01	1.03	1.04					
橋梁塗装工		1.01	1.02	1.03					
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.03	1.04					
	人力	1.01	1.03	1.05					
コンクリートブロック積工		1.01	1.03	1.05					
排水構造物工		1.01	1.03	1.05					
鋼製排水溝設置工		1.01	1.03	1.05					
表面被覆工（コンクリート保護塗装）	固定足場	1.01	1.02	1.03					
	高所作業車	1.01	1.02	1.03					
表面含浸工	固定足場	1.01	1.03	1.05					

新					旧				
	高所作業車	1.01	1.03	1.05					
連続繊維シート補強工	固定足場	1.01	1.03	1.05					
	高所作業車	1.01	1.03	1.05					
剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1.01	1.03	1.05					
	高所作業車	1.01	1.03	1.05					
漏水対策材設置工	固定足場	1.01	1.03	1.05					
	高所作業車	1.01	1.03	1.05					
防草シート設置工		1.01	1.02	1.04					
紫外線硬化型FRPシート設置工（ポリエステル樹脂）	固定足場	1.01	1.02	1.02					
	高所作業車	1.00	1.01	1.02					

新					旧				
塗膜除去工		1.01	1.03	1.05					
バキュームブラスト工		1.00	1.01	1.02					
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00	1.01					
	撤去	1.01	1.03	1.05					
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1.01	1.03	1.05					
機械式継手工		1.01	1.03	1.05					
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.03	1.04					
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.00	1.01	1.02					
FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.01					
侵食防止用植生マット工（養生マット工）		1.01	1.03	1.05					

新					旧															
支承金属溶射工		1.01	1.03	1.05																
耐圧ポリエチレンリブ管 (ハウエル管) 設置工		1.01	1.03	1.04																
別表第4 (第4条、第6条関係) 港湾・漁港請負工事積算基準を用いて積算した工事					別表第3 (第4条、第6条関係) 港湾・漁港請負工事積算基準を用いて積算した工事															
(略)					(略)															
別表第5 (第4条、第6条関係) 港湾・漁港請負工事積算基準を用いて積算した工事の市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数					別表第4 (第4条、第6条関係) 港湾・漁港請負工事積算基準を用いて積算した工事の市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数															
(略)					(略)															
					別表第5 (第4条、第6条関係) 営繕工事の補正係数															
					<table border="1"> <thead> <tr> <th>補正係数区分</th> <th>4週6休以上 4週7休未満</th> <th>4週7休以上 4週8休未満</th> <th>4週8休以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>複合単価の労務費</td> <td>1.01</td> <td>1.03</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>市場単価の労務費</td> <td>1.01</td> <td>1.03</td> <td>1.05</td> </tr> </tbody> </table>				補正係数区分	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上	複合単価の労務費	1.01	1.03	1.05	市場単価の労務費	1.01	1.03	1.05
補正係数区分	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上																	
複合単価の労務費	1.01	1.03	1.05																	
市場単価の労務費	1.01	1.03	1.05																	

新	旧							
	物価資料の掲載価格 (材工単価) の労務費	1.01		1.03		1.05		
	別表第6の1 (第4条、第6条関係)							
	<u>(建築工事の補正率)</u>							
工種	摘要※	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満		
		新 営 補 正 率	改 修 補 正 率	新 営 補 正 率	改 修 補 正 率	新 営 補 正 率	改 修 補 正 率	
仮設工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01	
土工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01	
地業工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01	
鉄筋工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01	
コンクリート		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01	

新	旧						
	工事						
	型枠工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01 1.01
	鉄骨工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01 1.01
	既製コンクリート		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01 1.01
	防水工事	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08	1.01 1.07
	防水工事（シーリング）	市場単価	1.04	1.17	1.02	1.15	1.01 1.14
	防水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01 1.01
	石工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01 1.01
	タイル工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01 1.01
	木工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01 1.01
	屋根及びとい		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01 1.01

新	旧							
	金属工事	市場単価	1.02	1.11	1.01	1.10	1.01	1.09
	金属工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
	左官工事 (仕上塗材仕上)	市場単価	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
	左官工事 (仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
	左官工事	物価資料	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
	建具 (ガラス)	市場単価	1.02	1.12	1.01	1.11	1.01	1.10
	建具 (シーリング)	市場単価	1.04	1.19	1.02	1.17	1.01	1.15

新	旧							
	建具	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
	塗装工事	市場単価	1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	1.14
	塗装工事	物価資料	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
	内外装工事	市場単価	1.03	1.15	1.02	1.13	1.01	1.12
	内外装工事 (ビニル系床材)	市場単価	1.02	1.10	1.01	1.09	1.01	1.08
	内外装工事	物価資料	1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
	内外装工事 (ビニル系床材)	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01

新	旧							
	ユニットその他		1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01
	排水工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
	舗装工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
	植栽及び屋上緑化		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
<p>※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。なお、記載がない項目は市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。</p>								
<p>別表第6の2（第4条、第6条関係） （電気設備工事の補正率）</p>								
工種	摘要	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満		
		新営 補正	改修 補正	新営 補正	改修 補正	新営 補正	改修 補正	

新		旧					
		率	率	率	率	率	率
配管工事	電線管、2種金属線び及び同ボックス	1.04	1.22	1.02	1.20	1.01	1.18
	ケーブルラック	1.03	1.17	1.02	1.16	1.01	1.15
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.03	1.21	1.02	1.19	1.01	1.18
	プルボックス	1.02	1.15	1.01	1.14	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理ケーブルラック用 (壁・床)	1.03	1.16	1.02	1.15	1.01	1.14
	防火区画貫通処	1.01	1.06	1.01	1.05	1.01	1.05

新		旧					
	理金属管・丸型用						
	(電動機その他 接続材工事) 金属製可とう電 線管	1.03	1.17	1.02	1.16	1.01	1.15
	配線 工事	600V 絶縁電線 及び600V 絶縁 ケーブル	1.03	1.20	1.02	1.18	1.01
設置 工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼 棒、接地極埋設 票(金属製)	1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
別表第6の3 (第4条、第6条関係)							
(機械設備工事の補正率)							
工種	摘要	4週8休以 上		4週7休以 上 4週8休未		4週6休以 上 4週7休未	

新		旧					
				満		満	
		新営 補正 率	改修 補正 率	新営 補正 率	改修 補正 率	新営 補正 率	改修 補正 率
保 温 工 事	配管用、ダクト 用及び消音内貼	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダク ト 設 備	低圧ダクト、排 煙ダクト及び低 圧チャンバー類	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダク ト 付 属 品	既製品ボック ス、制気口、ダ ンパー等の取付 手間のみ	1.04	1.25	1.02	1.23	1.01	1.21
衛 生 器 具 設 (ユ	取付手間のみ	1.04	1.25	1.02	1.23	1.01	1.21

新	旧						
	ニッ トを 除 く)						